※公告時から変更された部分について、朱書きで記載している。

令和７年度　和歌山平野農地防災事業
四箇井出島排水路（その２）工事

特　別　仕　様　書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　　　　　容</th><th>摘 要</th></tr>
<tr><td>第１章 総則</td><td>令和７年度　和歌山平野農地防災事業　四箇井出島排水路（その２）工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和８年４月）」
（URL： https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/250530_1.html ）
（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。
共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>第２章 工事内容</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１　目的</td><td>本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、四箇井出島排水路を新設するものである。</td><td></td></tr>
<tr><td>２　工事場所</td><td>和歌山県和歌山市出島及び栗栖地内</td><td></td></tr>
<tr><td>３　工事概要</td><td>本工事の概要は次のとおりである。
水路延長　L=56.1m
施工始点　測点No.11+88.960
施工終点　測点No.12+25.586
内訳
分流工　　　（幅3.8m×高さ1.37m）L=15.6m
分流水路工　（幅3.8m×高さ1.2m）　L=21.0m
四箇井水路工（幅4.7m×高さ1.37m）L=19.5m
仮設工　　　　一式</td><td></td></tr>
<tr><td>４　工事数量</td><td>別紙「工事数量表」のとおりである。</td><td></td></tr>
<tr><td>５　工期</td><td>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。
余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。
工　　期：令和８年６月16日から令和９年３月12日まで
（余裕期間：契約締結の日から令和８年６月15日まで）
※　契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</td><td></td></tr>
<tr><td>第３章 施工条件</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１　工事期間中の休業日</td><td>工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。
なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。</td><td></td></tr>
<tr><td>２　寒中コンクリート</td><td>１）本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。</td><td></td></tr>
</table>

項　　目	内　　　　　容	摘 要

２）発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和９年１月８日から令和９年２月５日である。
　なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。
３）受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。

３　工程制限

　四箇井水路の区間は、非かんがい期（令和８年10月１日以降）でなければ工事着手できない。
　なお、詳細な期間は、監督職員と打合わせるものとする。

４　工事を施工しない日

　原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休２日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休２日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。
　なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

５　工事を施工しない時間帯

　原則、平日の午後５時30分から午前８時までとする。
　なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第４章 現場条件

１　土質

　本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

２　関連工事

　本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

工　事　名	工　期	調整事項
四箇井出島排水路建設工事	R6.9.25～R9.3（予定）	施工ヤードの重複 資材搬入経路の重複
四箇井出島排水路他ゲート製作据付工事	R8.3.25～R9.2.17	ゲート据付時期

３　第三者に対する措置

⑴ 騒音、振動対策

１）騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
２）特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。
３）工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。
　なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。

	騒音レベル測定	振動レベル測定
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年４月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和３年３月25日環境省令第３号）
基準値	85dB（上記以外）	75dB（上記以外）
測定日数	工事着手前1日、工事実施中　各1日	
測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の２点（10ｍ・30ｍ）を	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10ｍ・40ｍ）の合計３点を測

項　目	内　容	摘 要
	（続き）	

	測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	定する。 なお、調査地点数は１点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。
測定時間等	午前8時から１時間間隔で10回測定するものとし、１回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から１時間間隔で10回測定するものとし、１回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。

⑵ 境界対策

本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。

また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。

なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。

⑶ 営農対策

本工事の周辺農地における営農に支障が出ないよう配慮しなければならない。

⑷ 現場内への立入制限等

安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。

⑸ 保安対策

１）交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者との協議や他工事との調整、条件変更等に伴い員数の増減や警備時間帯、交代要員の有無に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備　考
県道147号八軒家鳴神線	１人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時 近隣住民の通行

⑹ 交通対策

１）工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。

２）工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。

３）工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。

工事現場周辺の工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。

なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

⑺ 早朝及び夜間作業の禁止

労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。

⑻ 道路沿線住宅対策

道路沿線住民の出入りに支障を来さぬよう十分配慮しなければならない。なお、地元関係者との協議により対策を講じる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

⑼ 防塵対策

施工ヤードでは、防塵対策として、定期的に散水を行う。また、その他対策工について地区関係者との協議により追加する場合がある。

⑽ 関係機関

１）四箇井水路については、法定外公共物の施工許可と占用許可を河川管理者と

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　　　容</th><th>摘 要</th></tr>
<tr><td>との調整</td><td>協議中であり、令和８年５月に協議成立の見込みである。
　また、改良区へ施設使用申請を提出する予定である。</td><td></td></tr>
<tr><td>(11) 地上地下施設に対する安全対策</td><td>１）受注者は、共通仕様書第1編3-2-2の１（２）に示すとおり架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設（簡易ゲート）の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画上対策が不要な場合はこの限りではない。
　なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
２）受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1編1-1-36に基づき監督職員に報告するものとする。
　なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>４　調査
(1) 平板載荷</td><td>構造物基礎地盤において、次のとおり調査を行い、地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。
なお、以下の値を満たさない場合、又は地質が異なる場合は、監督職員と協議するものとし、以降の作業を行ってはならない。
<table><tr><th>位　置</th><th>設計地盤支持力</th><th>調査方法（箇所数）</th><th>備　考</th></tr><tr><td>四箇井水路</td><td>32.10 kN/㎡</td><td>平板載荷試験（１箇所）</td><td>ゲート操作架台</td></tr><tr><td>分流水路（分流工）</td><td>42.55 kN/㎡</td><td>平板載荷試験（１箇所）</td><td>二次製品ボックスカルバート</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>５　照査</td><td>共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>６　現場内運搬に係る安全措置等</td><td>車両系荷役運搬機械を現場内で使用する場合は、当該作業に係る場所の広さ、障害物、当該運搬車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に関して施工計画書に記載するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>第５章　指定仮設
１　工事用地等</td><td>１）本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。
２）耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。
３）工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10ｍメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。
４）工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>２　水替工</td><td>１）本工事における湧水量は、次のとおり想定している。
<table><tr><th>場所</th><th>想定排水量</th><th>排水方法</th><th>備　考</th></tr><tr><td>四箇井水路工</td><td>Qmax=6㎥/hr未満</td><td>常時排水</td><td>1箇所</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

項　　目	内　　　　　容	摘 要
	２）受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 ３）ポンプ等による排水先は、四箇井水路を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
３　仮締切工	図面に示す既設水路の仮締切工について、止水が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、工事期間中の点検、補修、維持管理及び施工完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。	
４　仮設排水路	仮設排水路の規模は、Qmax=1.222m3/s以上の通水能力を確保するものとする。	
５　工事用仮設道路	発進ヤード、到達ヤード及び迂回路における仮設道路について、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。	
６　土取場、建設発生土受入地等 ⑴土取場	１）土取場は、図面に示す個所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。	

名　　称	所在地	採取量	備　考
四箇井出島排水路建設工事到達ヤード	和歌山市松島	44.3m3	仮設土工

項　　目	内　　　　　容	摘 要
	２）本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。	
第６章　工事用地等		
１　発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。	
２　工事用地等の使用及び返還	１）工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 ２）受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 ３）受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 　なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴取に協力するものとする。 ４）受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。	
３　受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。	
第７章　工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。	
第８章　工事用材料		
１　規格及び品	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりが	

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　　　　　　容</th><th>摘 要</th></tr>
<tr><td>質</td><td>たい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。

１）石材及び骨材
クラッシャラン　C-40　　JIS A 5001
再生クラッシャラン　RC-40
単粒度砕石　S-20（13～20mm）
スクリーニングス
２）鋼材
鉄筋コンクリート用棒鋼　SD295,SD345　JIS G 3112
PC鋼より線　φ15.2mm　JIS G 3536
３）コンクリート二次製品
遠心力鉄筋コンクリート管　B形外圧1種　JIS A 5372
ボックスカルバート　T-25　（全国ボックスカルバート製品協会規格）
４）コンクリート
コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</td><td></td></tr>
</table>

種類	呼び強度(N/mm2)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	W/C(%)	セメントの種類による記号	使用目的
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	21	12	25（20）	60以下	BB	四箇井水路工、分流工、分流水路工
無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	18	8	25（20）	65以下	BB	均しｺﾝｸﾘｰﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装、基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ
	18	8	40	65以下	BB	嵩上工

※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

５）管材
硬質ポリ塩化ビニル管　JIS K 6741
６）舗設材
アスファルト乳剤　JIS K 2208
アスファルト混合物　再生密粒度アスファルト混合物（13）
７）その他
土木安定シート（引張強度980N/5cm）
路盤紙（クラフト紙）　JIS P 3401
目地板（ゴム発泡体・硬度20）
止水板（塩化ビニル樹脂製）　JIS K 6773
８）木材
受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

２　見本又は資料提出

１）主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。
なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。

材　料　名	提　出　物
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表
コンクリート	示方配合表、試験成績書
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書
鋼材類	ミルシート

項　　目	内　　　　　容	摘 要
	管材類：カタログ、試験成績書 その他資材：カタログ、試験成績書等	
３　監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。	

材　料　名	検査・試験項目	備　　考
生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前 （種類毎初回）
鋼材類	外観、寸法	搬入時抽出検査
管　材	外観、寸法	搬入時抽出検査
ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品	〃	〃

項　　目	内　　　　　容	摘 要
第９章 施工 １　一般事項 ⑴ 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。	
⑵ 中間技術検査	１）発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 ２）中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 ３）契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 ４）技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 ５）中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。	
⑶ 既設構造物に対する措置	１）本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 ２）施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 ３）再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 ４）受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。	
⑷ 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。	
⑸ 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備するべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。	
２　再生資源等の利用		

項　　目	内　　　　容	摘 要
(1) 建設副産物	１）受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ２）受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 ３）受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ４）受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	
(2) 再生資材の利用	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。	

資　材　名	規　格	備　考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13）	使用箇所：迂回路
再生クラッシャラン	RC-40	使用箇所： 四箇井水路工、コンクリート舗装

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。

項　　目	内　　　　容	摘 要
3　建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。	

建設資材廃棄物	処理施設名	住　　所	受入時間	事業区分
コンクリート殻（有筋）	㈱中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00（日曜受入不可）	再資源化施設
コンクリート殻（無筋）	㈱中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00（日曜受入不可）	再資源化施設
アスファルト殻	㈱中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00（日曜受入不可）	再資源化施設
建設発生土（粘性土）	㈱ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596-1	8:00～17:00（日曜祝日受入不可）	最終処分
廃プラスチック（土木シート）	㈱ヴァイオス	和歌山市西庄295-9	8:00～17:00（日曜受入不可）	中間処理施設

受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（令和６年５月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告すること。

項　　目	内　　　　容	摘 要
4　特定建設資	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、	

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　　容</th><th>摘 要</th></tr>
<tr><td>材の分別解体等</td><td>次のとおりである。
<table>
<tr><td rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工　程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr>
<tr><td>①仮設</td><td>仮設工事
■有　　□無</td><td>□手作業
■手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>②土工</td><td>土工事
■有　　□無</td><td>□手作業
■手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>③基礎</td><td>基礎工事
■有　　□無</td><td>□手作業
■手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事
■有　　□無</td><td>□手作業
■手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事
■有　　□無</td><td>□手作業
■手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>⑥その他
（　　　）</td><td>その他の工事
□有　　■無</td><td>□手作業
□手作業・機械作業の併用</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>5　土工
(1) 掘削</td><td>1）表土剥
　耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、20cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。
　なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。
2）掘　削
①掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。ただし、掘削土等が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。
②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>(2) 埋戻し及び盛土</td><td>　埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。
1）構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分締固めを行わなければならない。
2）道路路体、路肩盛土及びその他の埋戻しは、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。
3）道路路床は、一層の仕上り厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>6　基礎工
(1) 砕石基礎</td><td>1）基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。
2）基床部については、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。
　なお、基床部の締固めは振動ローラにより行うこととするが、締固めが困難な箇所はタンパ等により締固めなければならない。</td><td></td></tr>
</table>

項　　目	内　　　　　　容	摘 要
	３）管側部については、管体に衝撃を与えないように基礎材を投入し、左右均等に一層の仕上がり厚さが30㎝程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。 　なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固め不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。また、作業に当たり管外面を締固め機械で直接打撃しないよう、十分留意して施工しなければならない。	
7　コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。	
8　暗渠工 (1) ボックスカルバート水路	１）割付図 　施工に先立ち、水路の割付図（割付番号を含む）を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 ２）水路工 　水路工施工に当たっては、共通仕様書第2編3-8-5プレキャストカルバート工の規定に基づき施工するものとする。 ３）曲線部 　水密性を確保する必要があることから、曲線部は特に注意を払い施工しなければならない。	
9　原形復旧工 (1) 耕地復旧	耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するものとし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。	
(2) 路盤工	四箇井水路横の里道の舗装を復旧する際は、現況と同じくコンクリート舗装とし、施工条件に合った機械を使用すること。詳細は別紙図面に記載する。	
(3) 舗装工	１）アスファルト舗装 ①　マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 　表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120ﾘｯﾄﾙ/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 ②　表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 ２）コンクリート舗装 ①　コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレーター等で十分締固めた後養生しなければならない。 　なお、舗装表面は、ほうき目仕上げとする。 ②　コンクリート舗装に当たり、延長 10mに１箇所の割合で目地を設けるものとする。	
第10章 施工管理 1　主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2　工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報	

項　　目	内　　　　　　容	摘 要
	告しなければならない。	
3　施工管理の追加項目 ⑴ 目地間隔	ボックスカルバート水路の目地間隔について、施工計画書に管理基準値及び規格値を示し、監督職員の承諾の上、施工管理しなければならない。	
4　構造物品質確認調査	本工事で施工する四箇井水路工、分流工及び分流水路工については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。 １）強度推定調査の方法は次によるものとする。 ①　調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては１打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位として、各単位につき３箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。 なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 ②　調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を５箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。 ③　測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G 504）」により実施するものとする。 ④　測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。 ⑤　実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。 なお、調査票については別途指示するものとする。 ２）ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。 ①　構造物完成後、0.2㎜以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 ②　調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。	
5　工事現場等における遠隔確認について	１）本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 ２）遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第11章　条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 １）土　質 ２）転石の出現 ３）湧水及び地下水の噴出 ４）予想できなかった騒音及び交通規制 ５）第三者による事業の妨害 ６）地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ７）関係機関との協議 ８）その他監督職員が認めた事項	

項　　目	内　　　　　　容	摘 要
第12章　公共事業関係調査に対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第13章　その他		
1　電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副２部	
2　週休２日による施工	（1）本工事は、月単位の週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休２日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）週単位の週休２日とは、対象期間のすべての週において、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら２日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休２日とは、対象期間においてすべての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含めない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での作業を含め、１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （3）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休２日の取組について工事着手前に選択し、週休２日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休２日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休２日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休２日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 （4）監督職員が週休２日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 （5）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す	

項　　目	内　　　　　　　容	摘 要

補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休２日	月単位の週休２日
現場閉所率	現場閉所１週間に２日以上	現場閉所率28.5%（８日/28日）以上）
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休２日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精査変更を行う。週単位の週休２日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休２日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙８（事業（務）所長用）に示す「７.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

（６）週休２日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名　　称	区分	補正係数	備考
		月単位	
排水構造物		1.02	標準単価
構造物とりこわし工	機械	1.01	標準単価
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	市場単価

３　熱中症対策に係る費用の計上

（１）本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。

ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る）

イ ドライミスト

ウ 暑さ指数（ＷＢＧＴ値）の計測装置

（２）（１）の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。

（３）設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。

４　１日未満で完了する作業の積算

1）本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

本項目に関する積算基準は、

URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf

を参照。

2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

項　　目	内　　　　　　　　容	摘 要
	３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。 ４）受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。 ５）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。	
第14章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	